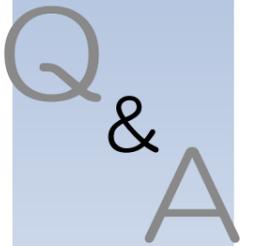


# 公的年金からの 市県民税の特別徴収



65歳以上で、公的年金を受給し、市県民税を納税する義務がある人は、公的年金から市県民税が天引き（特別徴収）されます。これは、市県民税全体のうち、公的年金所得にかかる部分を特別徴収する制度です。納付する1年間の税額は変わりありません。

**Q** 特別徴収の対象となる人は？

**A** 市県民税を納めている人のうち、次のすべてに該当する人が対象です。（本人の意思による選択はできない制度となっております。）

- ▽4月1日現在で65歳以上の人
- ▽前年中の公的年金の所得にかかる市県民税が課税される人
- ▽老齢等の基礎年金の受給額が年額18万円以上の人
- ▽介護保険料が公的年金から特別徴収されている人
- ※障害年金・遺族年金の年金の支払いのみを受けている人は対象になりません。

**Q** 初年度と2年目以降の徴収方法は違うのでしょうか？

**A** 初年度（再開含む）の場合表1のとおり、2年目以降継続の場合は表2のとおりになります。

初年度の場合は、年税額の半分を普通徴収（納付書または口座振替）により6月、8月に納付していただき、10月、12月、2月の3回で残額を年金からの特別徴収により納付していただきます。

表3 年税額をいくつかの方法に分けて納めます

項番	主なパターン	徴収方法
1	・公的年金などの所得のみ	・公的年金からの特別徴収のみ
2	・公的年金などの所得 ※注1 ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・給与から特別徴収
3	・公的年金などの所得 ・その他所得 （営業・農業・不動産など、または給与所得で天引きしていない場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付
4	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など） ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付 ・給与から特別徴収

**Q** 公的年金のほかに農業や不動産などの事業所得がある場合、納付方法は？

**A** 農業や不動産などの事業所得にかかる市県民税の納付方法は今までと変わりません。納付書または口座振替による納付をお願いします。（徴収方法については表3を参照）

**Q** 2年目以降の人（申告時に非課税になると言われたが、4月、6月分が特別徴収されているのはなぜですか？

※注1 年金からの特別徴収が初年度で、ほかに給与所得（市県民税を給与から天引き）がある人は、年金所得分の市県民税の年税額の1/2を納付書または口座振替で納付していただくため、徴収方法が3種類となります。

**A** 昨年度市県民税を特別徴収されていた人で、平成25年度の市県民税が非課税になった人も2月に徴収された額と同額を4月、6月、8月も引き続き仮特別徴収により納付していただきます。（ご本人の意思で停止することができない制度になっています。）仮特別徴収した4月、6月、8月分は後日還付となりますので、確認後に通知を送付します。

☎ 市県民税課市県民税担当  
TEL 72・3111(代) FAX 72・8340

## 所得証明書の発行は6月10日から

平成24年中の所得に関する所得証明書は、6月10日（月）から発行予定です。発行を希望する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参の上、各総合支所の地域支援課窓口で申請してください。平成25年度の所得証明書は、平成25年1月1日に市内に住所を有し、市県民税の申告などがある人を対象に発行します。同居の親族以外の方が申請する場合には、委任状が必要です。

● 交付手数料 1通300円  
※本庁舎と県安曇野庁舎では所得証明書の発行はできません。

## 市県民税の納付をお忘れなく

平成25年度分の市県民税の納税通知書は、6月10日（月）に発送予定です。市県民税は、平成25年1月1日現在で市内に住所があり、平成24年中に一定額以上の所得があった人に課税されます。納税通知書がお手元に届きましたら内容をご確認の上、納期限までに納付してください。金融機関や各総合支所の地域支援課窓口、コンビニエンスストアで納付できます。

口座振替をご利用の場合は、納期限までに預金残高の確認をお願いします。

### ●市県民税の納期限

第1期	7月1日(月)	第2期	9月2日(月)
第3期	10月31日(木)	第4期	平成26年1月31日(金)

## 市が認定した特定開発事業

事業者	認定日	事業地	事業の目的
安曇野市水道事業の管理者を行う者 安曇野市長 宮澤 宗弘	平成25年2月19日	三郷温852番1、小倉4496番1、小倉1917番	野沢水源ポンプ場、室町調整池、小倉ポンプ場
有限会社あづみ野宅建 代表取締役 松島 一雄美	平成25年3月6日	穂高8361番2ほか1筆	住宅分譲（5区画）
株式会社トーセン 代表取締役 幅 達人	平成25年3月6日	穂高有明5410番1ほか3筆	建売住宅（4戸）
医療法人仁雄会 理事長 古川 穰	平成25年3月8日	穂高4651番1	井戸施設の新設
安曇野エネルギー株式会社 代表取締役 百瀬 信吾	平成25年3月27日	穂高有明5753番1ほか7筆	太陽光発電所

☎ 建築住宅課開発調整係 (TEL 72・3111(代) FAX 72・3569)

表1 公的年金から市県民税が新たに特別徴収になる人（初年度）

徴収税額 (例)年税額 12万円の場合	普通徴収（納付書または口座振替）				特別徴収（年金から天引き）	
	第1期（6月）	第2期（8月）	第3期（10月）	第4期（1月）	4月	6月
	3万円	3万円	0円	0円	0円	0円
	特別徴収（年金から天引き）					
	4月	6月	8月	10月	12月	平成26年2月
	0円	0円	0円	2万円	2万円	2万円
徴収方法	公的年金に係る市県民税は、納期ごとに納付書か口座振替で納付（年税額の半分を2回に分けて納付）			第1、2期に納付した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付		

表2 2年目以降の人

徴収税額 (例)年税額 12万円の場合	特別徴収（年金から天引き）					
	4月	6月	8月	10月	12月	平成26年2月
	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
徴収方法	前年度2月分は2万円であったので同じ額を3回、公的年金の支払い月に仮特別徴収で納付			4月・6月・8月で仮特別徴収した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付		